

## 5. バリアフリー化事業計画の概要

大久保駅周辺地区におけるバリアフリー化推進の基本理念と基本方針及びこの地区的課題を踏まえ、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会などが今後実施していくバリアフリー化事業計画の概要を定めます。

なお、バリアフリー化事業については、交通バリアフリー法を踏まえ次の2つに区分し、それぞれの整備目標年次、整備基準を設定します。

### ① 特定事業

特に必要性、緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として平成22年度までに事業を完了させます。

### ② 特定事業以外の事業

特定事業に併せて一体的に進めていく事業として継続的に取組みを進めています。

#### (1) 公共交通機関のバリアフリー化事業計画の概要

##### 1) 近鉄大久保駅に係るバリアフリー化事業計画の考え方

近鉄大久保駅については、エレベーター、エスカレーターなどが設置されているなど、改札口からホームまでの経路において概ねバリアフリー化が図られています。

今後は、市民から要望されている車いす対応トイレの改善、待合室ドアの改善などの整備によりバリアフリー化の充実を図るとともに、運行情報提供設備の改善についても継続的に取り組みを進めます。



【階段とエスカレーター】



【車いす対応トイレ】

## 2) JR新田駅に係るバリアフリー化事業計画の考え方

JR新田駅については、大久保まちづくりワークショップにおいて駅周辺地域の利便性向上のために東側改札口の新設や、抜本的対策としての橋上駅舎化・自由通路設置が強く求められています。

しかしながら、これらの対策には多額の費用と時間が必要であるため、当面の取り組みとして、平成22年度までに駅構内の段差解消や車いす対応トイレの設置など既存施設のバリアフリー化を重点的に進めます。

また、駅の橋上化や自由通路の設置などの抜本的な改善については、鉄道事業者と共に継続的に取り組みを進めます。



【駅舎出入口】



【京都方面のホーム】

## 3) バス交通に係るバリアフリー化事業計画の考え方

バス交通については、身近な公共交通機関として高齢者の利用や車いす利用者の円滑な乗降などを図るために、車両の更新時に移動円滑化基準に適合する車両を購入するなど順次、バリアフリー化を図ります。

## 4) 公共交通機関のバリアフリー化事業計画の概要

大久保駅周辺地区における公共交通機関のバリアフリー化事業計画の概要を表5-1に示します。

表5-1 公共交通機関のバリアフリー化事業計画の概要

別紙のように変更

設定区分	駅名等	実施すべき事業
特定旅客施設	近鉄大久保駅	車いす対応トイレの改善 待合室ドアの改善
	JR新田駅	エレベーターの設置等による段差解消 車いす対応トイレの新設 その他
バス		低床バス※車両の導入促進

## (2) 駅前広場のバリアフリー化事業計画の概要

### 1) 駅前広場のバリアフリー化事業計画の考え方

鉄道からバスやタクシーなど公共交通結節機能の強化を図り、円滑な移動を推進するため、近鉄大久保駅前広場を整備するとともに、わかりやすい乗換案内の充実や連続した視覚障害者誘導用ブロック※の整備などバリアフリー化を図ります。

### 2) 駅前広場のバリアフリー化事業計画の概要

大久保駅周辺地区における駅前広場のバリアフリー化事業計画の概要を表5-2に示します。

表5-2 駅前広場のバリアフリー化事業計画の概要

設定区分	施設名等	実施すべき事業
駅前広場  ※完成は平成22年度以降になる見込みです。	近鉄大久保駅 前広場	駅前広場の整備  バス停やタクシー乗り場へのわかりやすい乗換案内の充実  連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備

### (3) 道路のバリアフリー化事業計画の概要

#### 1) 道路のバリアフリー化事業計画の考え方

道路のバリアフリー化については、「4. 特定経路・準特定経路の設定」で定めた特定経路、準特定経路について重点的にバリアフリー化を進めるものとします。

特定経路に位置付けられた経路については平成22年度までにバリアフリー化を図るものとし、準特定経路に位置付けられた経路については、できる限り早期にバリアフリー化を図るものとします。

#### 2) 道路のバリアフリー化事業計画の概要

大久保駅周辺地区における道路のバリアフリー化事業計画の概要を表5-3に示します。

表5-3 道路のバリアフリー化事業の概要

経路名	区間	路線名等	実施すべき事業
特定 経路 1	近鉄大久保 駅～宇治税 務署	府道宇治淀線	連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
		市道大久保名 木線	植栽の再整備による歩道幅員の確保 連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
特定 経路 2	近鉄大久保 駅～南宇治 コミュニティセン ター	府道宇治淀線	連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
		市道大久保町 21号線	連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
		市道大久保町 97号線	歩道の拡幅 連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
特定 経路 3	近鉄大久保 駅～宇治年 金相談セン ター	府道宇治淀線	連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
準特定 経路 4	近鉄大久保 駅～JR新 田駅	広野町14号線	歩車共存型道路の整備 縦断勾配修正
		市道新田城陽 線	歩車共存型道路の整備
		JR新田駅西側 広場	新田駅西側広場の整備
準特定 経路 5	近鉄大久保 駅～城南高 校	府道宇治淀線	連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
		市道広野町15 号線	連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
		新宇治淀線	都市計画道路の新設 連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
		市道一里山寺 山線	バス停部の歩道幅員確保 連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
		三軒家川遊歩 道	遊歩道の整備
		市道新田城陽 線	歩車共存型道路の整備

#### (4) 交通安全施設のバリアフリー化事業計画の概要

##### 1) 交通安全施設のバリアフリー化事業計画の考え方

交通安全施設のバリアフリー化については、主に信号交差点における視覚障害者用付加装置（音響装置※）の整備を行うものとします。

大久保駅周辺地区においては、主要な交差点の信号機については既に音響装置の設置がなされており、今後は、新宇治淀線や近鉄大久保駅前広場整備などの事業に関連して、必要な交通安全特定事業の検討を進めます。

また、特定経路、準特定経路における違法駐車の取締り及び広報、啓発を推進します。

##### 2) 交通安全施設のバリアフリー化事業計画の概要

大久保駅周辺地区における交通安全に関するバリアフリー化事業計画の概要を表5-4に示します。

表5-4 交通安全施設のバリアフリー化事業計画の概要

経路名	区間	路線名等	実施を検討する事業
特定 経路3	近鉄大久保駅 ～宇治年金相 談センター	府道宇治淀線	新宇治淀線や近鉄大久保駅前広場の整 備事業と整合性のとれた交通安全特定 事業の検討
準特定 経路5	近鉄大久保駅 ～城南高校	新宇治淀線	
特定経路、準特定経路			違法駐車の取締り及び広報、啓発の推進

## (5) その他のバリアフリー化事業計画の概要

### 1) その他のバリアフリー化事業計画の考え方

大久保駅周辺地区の交通バリアフリーを考える際に、鉄道駅や周辺道路の整備とあわせて、交通バリアフリーに対する理解や関心といった「心のバリアフリー」などのソフト面に対する施策を推進する必要があります。

ソフト施策は、重点整備地区だけでなく全市的かつ継続的に展開するものとし、具体的には次のような施策が考えられます。

- 交通ルールやマナー、歩道の不当な占拠防止のための啓発活動の推進
- 高齢者や身体に障がいのある人との交流・ふれあいの場づくりの促進
- 小・中学校などにおける交通バリアフリー教育や交通バリアフリー教室※の充実
- 市職員や公共交通事業者職員の交通バリアフリー研修、教育の推進
- 交通ボランティア※、手話通訳者、要約筆記※者などの要請および支援
- 行政や公共交通事業者の相談体制や緊急時の連絡体制の強化
- 公共交通事業者、NPO※、各種障害者団体などの活動支援
- バリアフリー整備後の不具合や破損などバリアフリー点検による情報収集
- 高齢者や身体に障がいのある人への介助に関する啓発活動、情報発信の推進
- 旅客施設や周辺道路に関するバリアフリー情報の提供  
(バリアフリーマップ※の作成、宇治市ホームページやeタウン・宇治の活用)
- 交通バリアフリーに関する最新情報や最新システムの情報発信

今後は、これらのソフト施策の実現可能性や具体的手法について検討を進めるとともに、地域住民が主体となった（仮称）まちづくり協議会※の取り組み内容の一部としても検討を進めるものとし、その活動を支援します。

### 2) その他のバリアフリー化事業計画の概要

大久保駅周辺地区におけるその他のバリアフリー化事業計画の概要を表5-5に設定します。

表5-5 その他の事業計画の概要

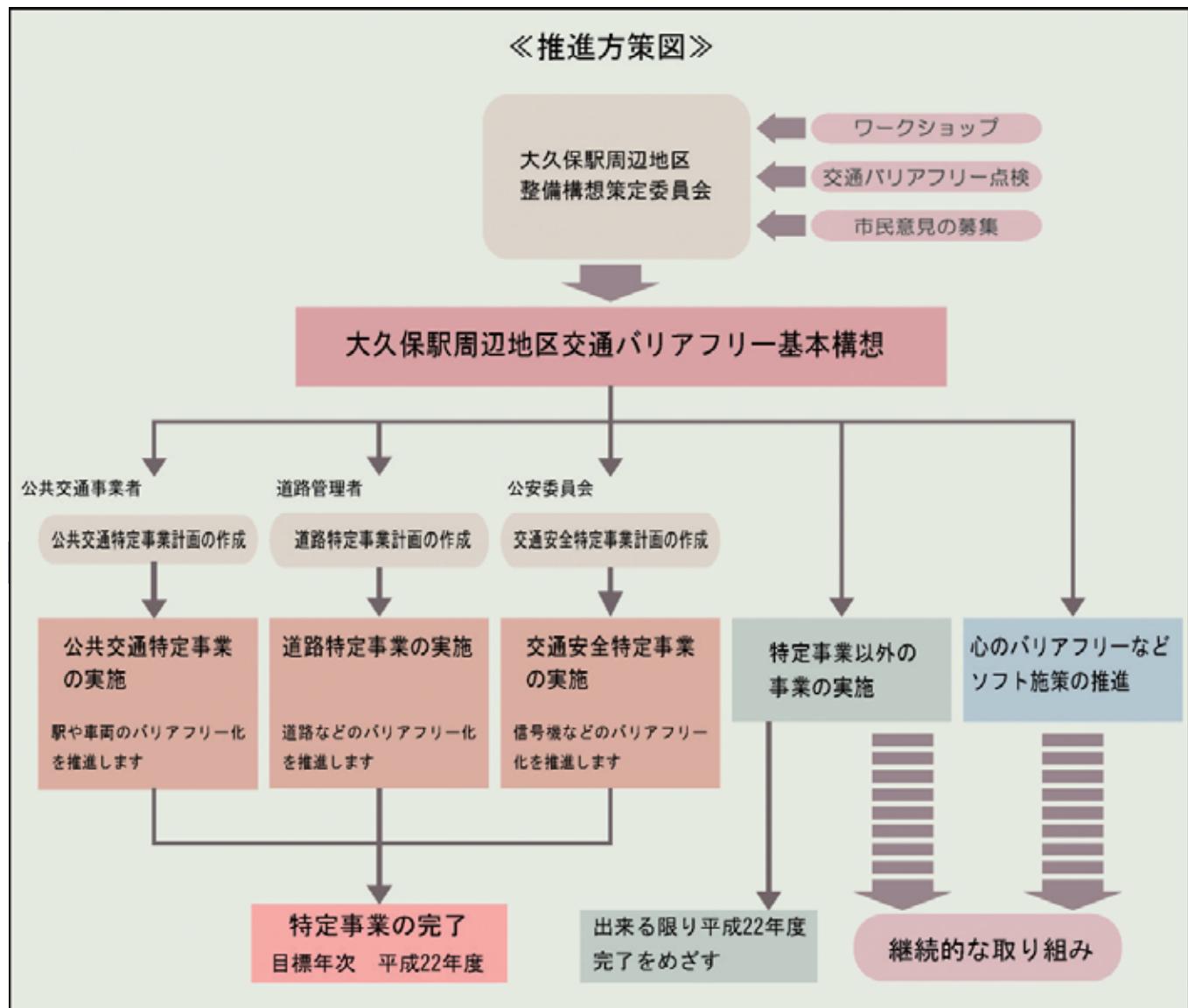
区分	施策の概要	実施すべき事業
心のバリアフリーなどソフト施策の推進	心のバリアフリーに向けた啓発活動の推進、バリアフリー情報の提供 など	(仮称) まちづくり協議会等の活動支援
		全市的な取り組みの推進

## 6. バリアフリー化事業の推進体制

大久保駅周辺地区のバリアフリー化を推進するためには、この基本構想に基づき、公共交通事業者や道路管理者、公安委員会などの関係事業者がバリアフリー化に関する特定事業計画を作成し、目標年次である平成22年度までに事業を実施する必要があります。

また、特定事業以外の事業（たとえば歩車共存型の道路整備や小規模の維持修繕工事など）については、できる限り特定事業と合わせて実施するよう努めます。

図6-1 バリアフリー化事業の推進方策図



今後は、交通バリアフリーに関する様々な事業や、心のバリアフリーなどソフト施策の推進を継続的に図るため、(仮称)宇治市交通バリアフリー推進協議会の設置について検討を進めます。